

元気の出る

人権問題別プログラム編

ワークショップによる人権学習が広がり、学習者が、様々な人権問題を自分のこととしてとらえようとする主体的な学びが実現されつつあります。この学びをさらに充実したものとするには、目的にあった効果的なプログラムを組み立てることが重要です。

そこで第 I 章では、学習の場で比較的取り上げられることの多い人権問題について、それぞれの説明に加え、具体的な活動（アクティビティ）やファシリテーターが進行する際に押さえておきたいポイントなどをまとめたプログラム例を併せて紹介します。

第 I 章の構成

豊かな人権感覚をはぐくむために	5
女性の人権を守ろう	9
子どもの人権を守ろう	13
高齢者を大切に作る心を育てよう	17
障害のある人の完全参加と平等を実現しよう	21
部落差別をなくそう	25
アイヌの人々に対する理解を深めよう	29
外国人の人権を尊重しよう	33
HIV感染者に対する偏見をなくそう	39
ハンセン病患者・元患者に対する偏見をなくそう	43
インターネットを悪用した人権侵害はやめよう	47



元気の出る人権学習プログラムとは、

「人権（ヒューマン・ライツ）」とは、私たちが社会生活において幸福な生活を営むためにどうしても必要な権利です。この権利は日本国憲法によって、すべての国民に保障されています。

自分たちの幸福のために学ぶ人権学習は、私たちにとって、自ら学びたくなる元気の出るものであるはずです。

でも人権学習って「**難しい、固い**」っていうイメージがあるよね。



そうだよね。自分たちの幸福のための学習なのに、参加者はいつも少ないよね。



仕方ないと思うな。だって、人権の学習会に参加すると、**難しく**て疲れてしまうもの。



疲れるのはわかるけど、**絶対やらなくてはならない**学習だよね。



だったら、自ら学びたくなるような、**元気の出る人権学習**の方法を考えればいいんじゃないかな。



いい考えだね。それなら、**参加者も増える**よ。でも、そんな学習ってあるのかな。



上記のような意見を受け、本章では雰囲気づくりの「アイスブレイキング」、気づきや学び合いの「中心となる活動」、そして「ふりかえり」という一連の学習過程での学びを大切に、学習者が様々な人権問題を自分のこととしてとらえ、自らの知識や体験をもって、主体的、意欲的にかかわれるプログラム例を紹介します。

このプログラムによって学習した後は、一人一人が人権問題解決に向けて行動が起こせるようになることを期待しています。

人権問題：豊かな人権感覚をはぐくむために

私たちは、一人一人が「かけがえのない存在」です。誰もが平和に幸せに生きたいと願っています。そのことを互いに認識して日常生活での行動に反映できるように、一人一人が豊かな人権感覚を身に付け、自分を大切にする心、他の人を思いやれる心をはぐくんでいくことが大切です。

○ 生命の尊さを知る

一人一人の命はかけがえのないものです。人は人を支え、人に支えられて生きています。命の大切さを知り、生きていることの大切さをかみしめることが、人権を考える上での第一歩です。

○ 自尊感情を育てる

自分のことを大切に思える人は、他の人のことも大切にできるものです。まず、自分と向き合しましょう。ありのままの自分を、自分らしさを、肯定的に受け止めましょう。

○ 違いを認め合う

人はみなそれぞれに「違い」があります。その「違い」は、「個性」という、人が支え合って豊かに生きていくための大切な宝です。違いがあってあたりまえ。違いがあるからこそ価値があるのです。違いを認め合うことが、互いの人権を守ることにつながるのです。

○ 気づく

知らず知らずのうちに他の人を傷つけてしまうことがあります。根拠のない固定観念にとらわれた行動により、不快な思いをさせてしまうこともあるでしょう。日常生活における様々なことに対して、「気づき」の視点を常にもつことが大切です。



アクティビティ
「人間知恵の輪」



- 人権教育のための国連10年・・・1994年（平成6年）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・・・2000年（平成12年）
- 人権教育・啓発に関する基本計画・・・2002年（平成14年）
- 人権教育のための世界計画・・・2004年（平成16年）

人と人をつなげるコミュニケーション

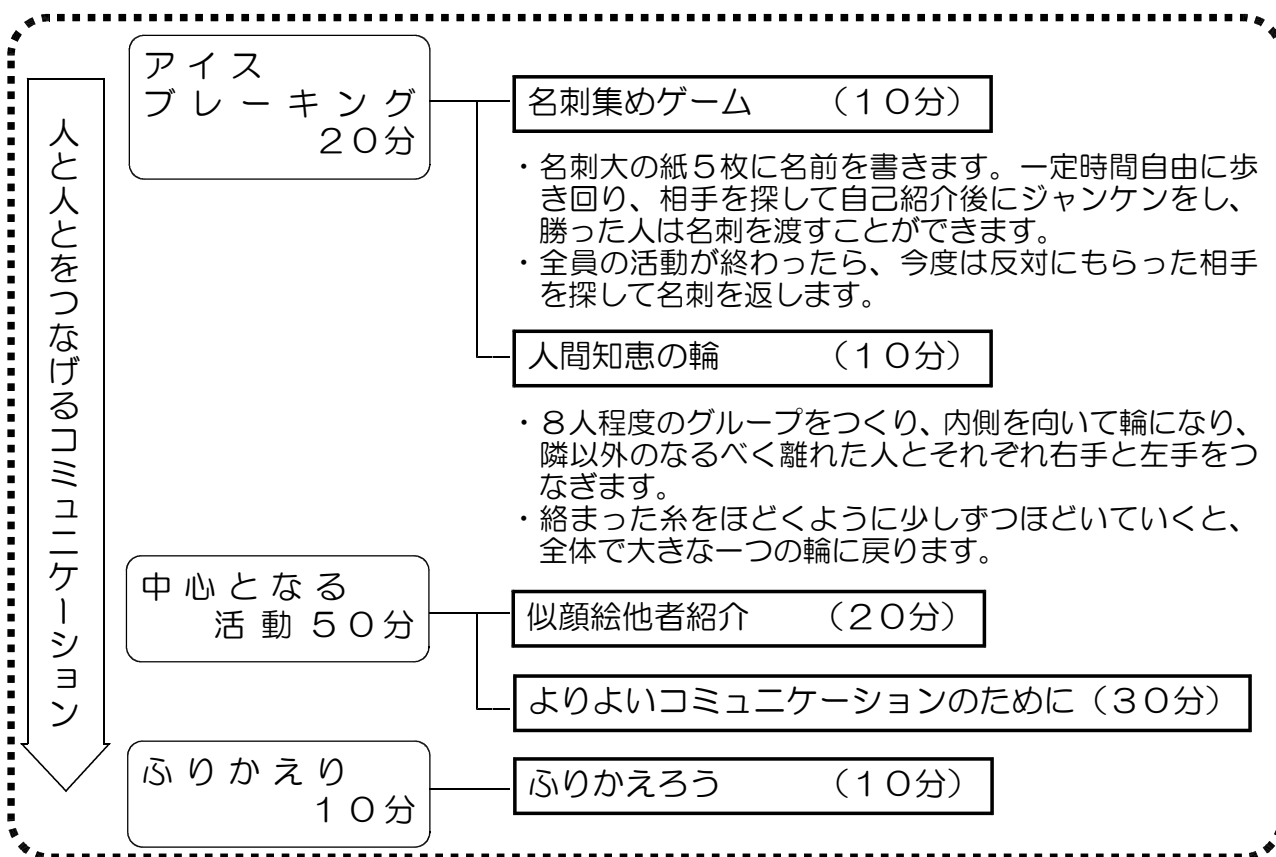
～「聞く」から「聴く」へ～



ねらい

相手のよさや自分のよさに気づき、相手も自分も大切にできるコミュニケーションについて学びながら、よりよい人間関係の在り方を考えます。

学習の流れ（80分）



元気の出るメッセージ



「人権」は、自分とかけ離れたところにあるものではありません。私たちは気づかぬうちに誰かの心や人格を傷つけたり、人権を侵害していることがあるかもしれません。

私たち一人一人が、身近なところから「人権」について考え、互いのよさや違いを認め合い、大切に生きて生活することで、居心地のよい、明るい明日につなげていきましょう！

大切な私、そして大切なあなたの未来のために。

似顔絵他者紹介

- 1 4人グループをつくり、机を囲んで、向かい合わせの人とペアになります。
- 2 インタビューシートの表面に、互いに相手の似顔絵を描きます。
- 3 裏面の項目に沿って、互いに3分間ずつ相手にインタビューをし裏面に書き込みます。
- 4 似顔絵を披露しながら、「〇〇さんを紹介します」と言って、自分のペアをグループ内の2人に紹介します。全員を交代で紹介します。



相手の顔の特徴を中心に、簡単に描くように伝えましょう。

似顔絵他者紹介

〇〇〇〇さん(フルネーム)



自分のよさ、相手のよさに気づくように進めましょう。

コミュニケーションの基本は、共感することです。共感とは、相手の話をよく「聴く」ことから始まります。



よりよいコミュニケーションのために

- 1 よりよいコミュニケーションのポイントや心がけたいことを考え、付箋紙に書きます。
- 2 グループ内で付箋紙を模造紙に貼りながら発表し、話し合いにより集約していきます。
- 3 集約したものを基に「よりよいコミュニケーションのための3ヶ条」をつくります。
- 4 各グループの3ヶ条を発表します。



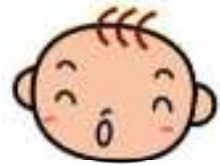
付箋紙に書くのは、1枚につき1項目とします。3分程度時間をとり、なるべくたくさん出し合いましょう。

グループの実情に合わせて、「3ヶ条」にならなくてもかまいません。日常生活の中で実行できるような、具体的なものが出てくるとよいですね。



インタビューしよう！

- ① この研修に参加したきっかけは？
- ② 今の元気度は？（ / 10）
- ③ 今朝食べてきたものは？
- ④ 一日のうちで一番幸せなときは？
- ⑤ 最近うれしかったことは？
- ⑥ 旅行してみたい国は？
- ⑦ 週末にしたいことは？
- ⑧ 今住んでいるまちのいいところは？
- ⑨ 宝くじで100万円当たったら？



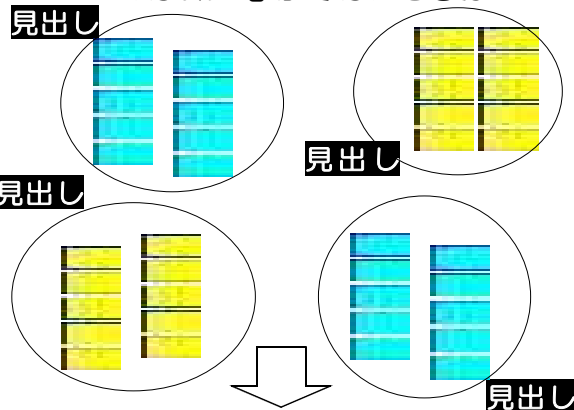
参考

【模造紙・付箋紙の
使用例】

同じような内容の付箋紙をマーカーで囲むなどして1カ所にまとめ、見出しをつけると分かりやすくなります。また、見出しをつけることにより整理されるので、次のアイデアも出やすいかもしれません。

各グループの発表した内容を比べていくと、共通点が見つかって、重要なことが分かったり、話し合いが深まったりします。さらに一歩進んで、日常生活の具体的な行動に結びつくとよいですね。

よいよいコミュニケーション
のために心がけたいことは？



私たちの大切にしたい3ヶ条

- 第1条
- 第2条
- 第3条

人権問題：女性の人権を守ろう

憲法や世界人権宣言では、男女の同権・平等を定めています。この男女平等という考え方は、今日では広く浸透していますが、長い歴史の中で、女性が男性より低い社会的地位に置かれてきた時代が続きました。

国連は、1979年（昭和54年）の第34回総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、あらゆる場面での女性の権利を保障し、性別によるあらゆる差別をなくすことを求めています。

我が国は国内法の制定や改正などの法整備を図り、1985年（昭和60年）にこの条約を批准しました。その後も、ストーカー行為、セクシャルハラスメントなどの日常生活における女性の人権を守るために様々な国内法の整備が進められています。

本県では、2003年（平成15年）「栃木県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責任を明らかにしました。

このように法律や制度上は、女性の人権を守る様々な取組が行われていますが、現実には、雇用における女性差別や女性の育児・介護負担、ドメスティック・バイオレンス、職場におけるセクシャルハラスメント、ストーカー行為など女性の人権に関する様々な問題が存在しています。



足利市男女共同参画写真コンクール テーマ「男の子育て」

最優秀賞 「風呂上がりの一杯」 齋藤憲さん



- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）・・・1992年（平成4年）
- 男女共同参画社会基本法　・・・・・・・・・・1999年（平成11年）
- ストーカー行為等の規制等に関する法律・2000年（平成12年）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律　・・・2001年（平成13年）
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律（改正男女雇用機会均等法）　・・・・・・・・2007年（平成19年）

男女共同参画社会の実現を目指して

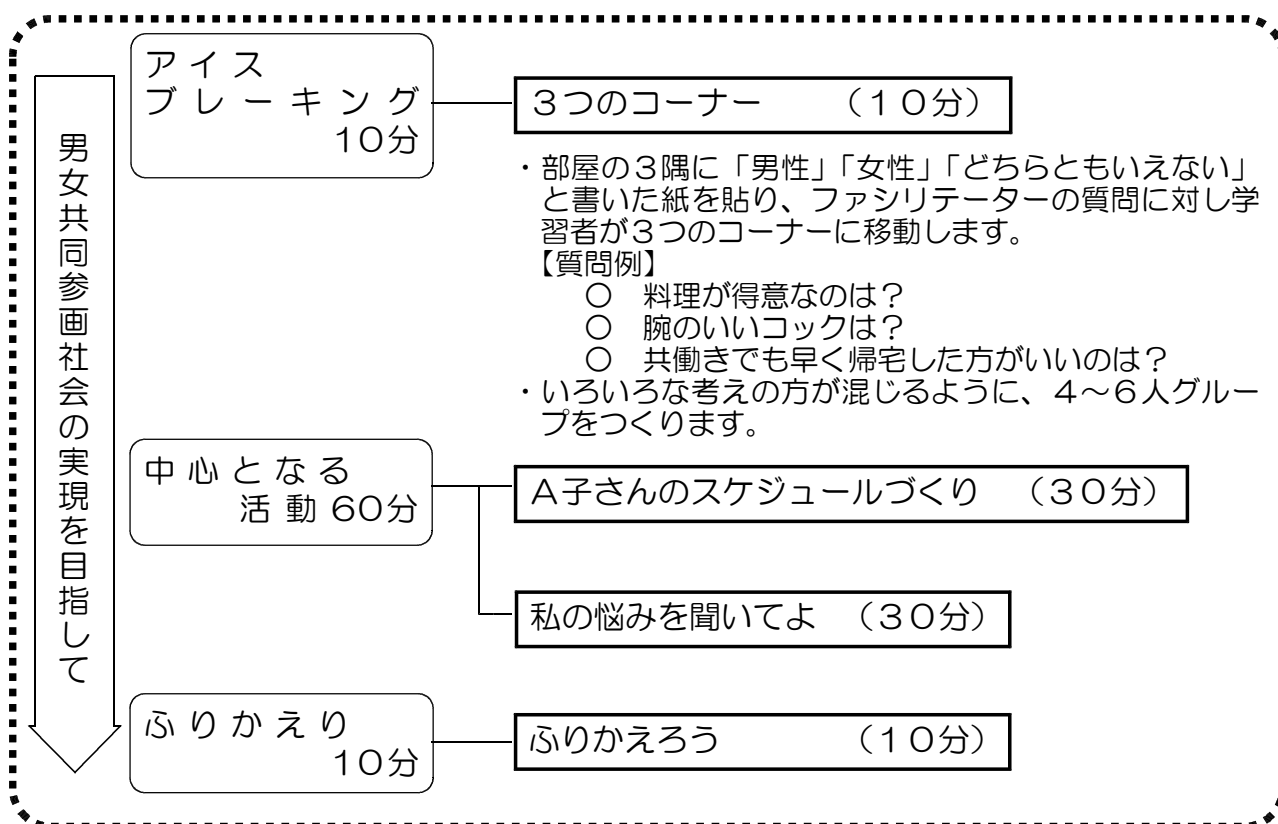
～ 私の悩みを解決しよう ～



ねらい

日常生活の身近なところに、男女の人権にかかわる問題が存在していることに気づくとともに、男女がそれぞれ自分らしさを発揮できる社会の在り方を考えます。

学習の流れ (80分)



元気の出るメッセージ



男性も女性も、自分の生き方に応じて仕事や家庭に従事できるように、育児休業制度の充実や介護休業制度の導入、高等学校における家庭科の男女共修など、様々な面で制度等の見直しが進められています。

女性が積極的に社会に参加し、安心してのびやかに生きていけるように、一人一人が自覚をもって、そのための環境をつくり上げていきましょう。

A子さんのスケジュールづくり

ポイント

1 A子さんの、朝と退社してからの家での様子について、グループで想像力を働かせてスケジュールをつくります。

A子さん

年齢 44 歳、企業に事務職として勤務、43 歳の銀行員の夫、高校 1 年生、中学 1 年生の娘の 4 人家族

2 自分たちがつくったスケジュールと、A子さんの生活実態を書いた文章を比べ、感じたことをグループで話し合います。

「何時に起きます。」「顔を洗います。」というように、一文ずつ順番に付け加えるようにしましょう。

無意識のうちに、女性ならこうするはずだ、というイメージや役割意識をもっていることに気づくことができます。



私の悩みを聞いてよ

ポイント

1 女性の悩みを記した事例カードを基に、何が問題点なのかを考え、グループごとに話し合います。

2 明らかになった問題点を解決するためにはどうしたらよいかを、グループごとに相談してまとめます。

3 結果を発表します。

4 全員で気づいたことや感じたことを話し合います。

解決策を見出すためには、性別による固定的なイメージや役割意識にとらわれないことが大切です。

女性だから男性だから、などということに関係なく、自分らしさを忘れずに生活できるとステキですね。



A子さんの生活実態

朝の様子：6時に起きます。洗濯をします。新聞を取りに行きます。雨戸を開けます。掃除機をかけます。取ってきた新聞を読みます。朝食を食べます。化粧をします。着替えをします。子どもたちを送り出します。会社に出勤します。

※ 子どもたちの弁当づくり、朝食準備と片付け、洗濯物干しは夫がやります。

帰宅後：7時に帰宅します。着替えをします。夕食を食べます。お風呂洗いをします。お風呂に入ります。テレビを見ます。寝ます。

※ 夕食の準備と片付けは夫がやります。



「私の悩み聞いてよ」事例カード

【事例1】

一人暮らしの夫の母が寝たきりになり、夫の姉と、夫の兄の妻が交替で介護しています。兄弟で平等に分担して欲しいと言ってきています。私も仕事をもっているので、どうしたものかと悩んでいます。

解決するためには？



【事例2】

お母さんに「夕食の手伝いをしなさい」と言われました。宿題があったので、「弟に頼んで」と言ったら、「あなたは女の子でしょう」と怒られてしまいました。どうして弟はよいのに、私だけが手伝わなくてはいけないのか、納得できません。

解決するためには？



人権問題：子どもの人権を守ろう

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章などにおいてその基本原理・理念が示されています。また、1989年国連が子どもの権利を守るために採択した、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（日本も1994年に批准）においても18歳未満のすべての子どもに対して多くの権利を保障しています。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、深刻であり、子どもの人権が完全に守られているとは言いがたい状況にあります。学校では、子ども間のいじめ、不登校、また、親による子どもへの虐待などのほか、社会に目を向ければ、犯罪による被害など子どもの人権に関する様々な問題が存在しています。

このような状況を踏まえ、個別の法律による対応も進められていますが、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくこと、大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、責任を果たしていくことが求められています。



総合教育センター開放事業
「学びの杜の夏休み」



- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）
・・・ 1999年（平成11年）
- 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
・・・ 2000年（平成12年）
- 出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2003年（平成15年）

これって子どもが悪いの？

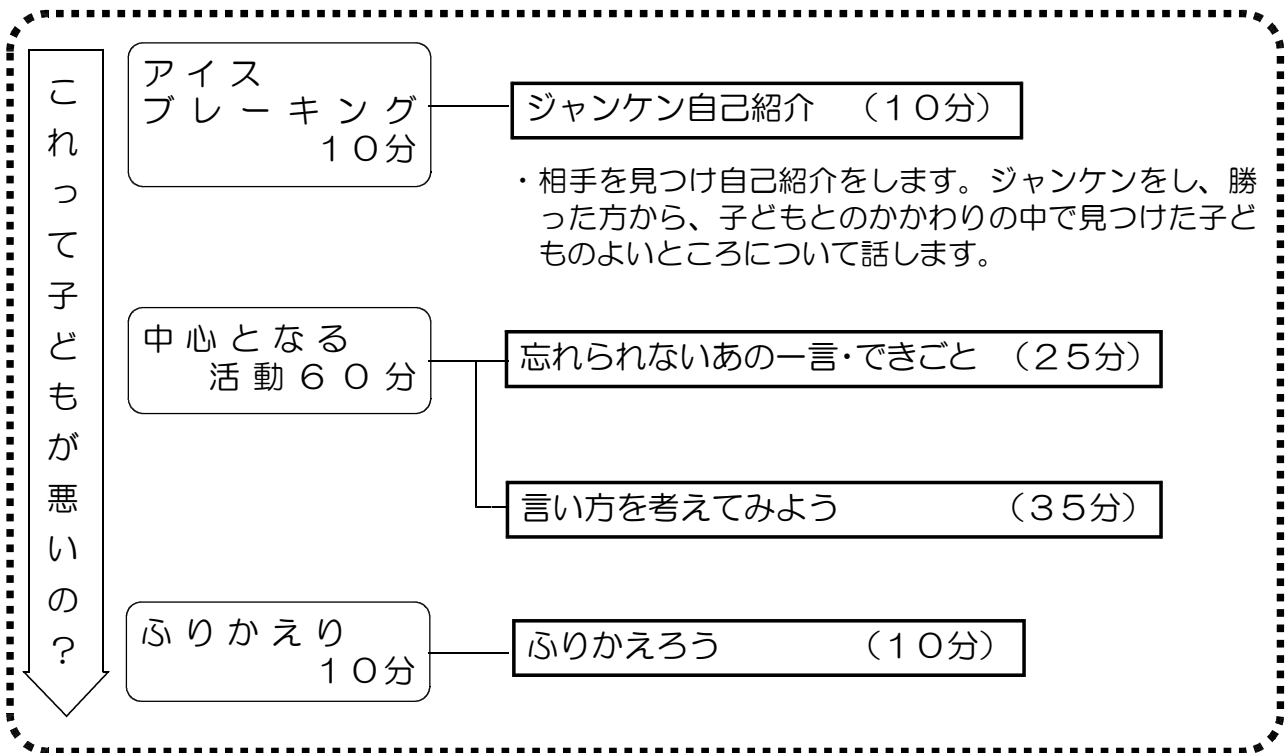
～ふだんの子どもの接し方をふりかえって～



ねらい

身近なところに子どもの人権についての課題があることに気づくとともに、日常生活における、子どもの人権を尊重した行動やコミュニケーションについて考えます。

学習の流れ（80分）



元気の出るメッセージ



未来を担う子どもたちは「社会の宝」です。
私たち大人は、宝である子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、学校、家庭、地域社会が連携・協力して、社会全体で子どもの人権が守られるようにしていきましょう。



忘れられないあの一言・できごと



- 1 「子どもの頃、大人から言われたり、されたりして嫌だなと感じたこと」、反対に「子どもに言ったり、したりしたことで、後味の悪い思いをしたこと」を付箋紙に書きます。
- 2 どんな言葉や態度が子どもの心を傷つけたと思うか、グループごとに話し合い、発表します。
- 3 気づいたことや感じたことを発表します。

嫌だなと感じた場面を思い出し、なぜそのように感じたのかについても書くようにするとより効果的です。

何気ない大人の一言が心に残ってしまったり、深い傷となっていたりすることに気づくでしょう。



言い方を考えてみよう



- 1 事例に対してどんな言葉をかければよいかを考え、ワークシートに記入します。
- 2 自分の書いた文を基にグループで話し合い、ふさわしい言い方を考えます。
- 3 グループで考えた言い方をまとめ、代表者が発表します。
- 4 気づいたことや考えたことを発表します。

子どもの心を傷つけず、なるべく素直に受け入れてもらえるような言い方が考えられるとよいですね。

自分の気持ちを素直に伝えることが何よりも大切です。



言い方を考えてみよう



【事例1】 小学3年生の息子が新しくおろしたばかりの服に習字の墨をつけて学校から帰ってきたとき。



あなたはどんな言葉をかけますか？

【事例2】 小学4年生の娘が、「宿題が終わっていないので、明日は学校に行くのやだなあ。」と夜、就寝前に話していたとき。



あなたはどんな言葉をかけますか？

【事例3】 中学1年生の娘が、毎日勉強もせず、さらには食事中にまで携帯電話ばかりいじっているとき。



あなたはどんな言葉をかけますか？